

小・中学校 保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

臨時休校中における分散登校の実施について（お知らせ）

日頃から学校における感染症対策の取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、政府が 5 月末まで緊急事態宣言を延長したことを受け、沖縄県でも独自の緊急事態宣言を 5 月末まで延長することが発表されました。

そのような中、県立高校では 21 日からの教育活動の再開と、その間の分散登校等の実施を決定しています。本町においても 21 日から小中学校の教育活動が再開されますが、長い休校により、児童生徒の心身の健康状態や家庭での過ごし方、家庭学習の進捗状況等が心配されます。

そこで、本町においても、感染症対策を徹底した上で下記のとおり分散登校を実施し、児童生徒の状況を確認するとともに、段階的な学校教育活動の再開を目指すことといたしました。

つきましては、分散登校実施について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、分散登校の具体的な実施については、各学校からのお知らせ（ホームページ・メールサービス）をご参照ください。

記

1 目的

- (1) 児童生徒の心身の健康状態を確認する機会とする。
- (2) 感染予防対策の再確認の機会とする。
- (3) 1 日の過ごし方や家庭学習の状況を把握し、今後に向けた指導を行う機会とする。
- (4) 家庭学習課題の回収と新たな課題の配布の機会とする。

2 実施期間 : 令和 2 年 5 月 11 日（月）～5 月 20 日（水） 期間中に 1～2 回程度

3 実施上の留意点

基本的な感染症防止対策実施のもと、三密を回避する観点から、限られた日に、限られた児童生徒を対象に、限られた時間で実施します。

4 その他

- (1) 沖縄県内の感染者数の増加など、状況が悪化した場合は分散登校を実施しません。
- (2) 学校再開前の分散登校は強制ではありません。登校に不安等を感じる保護者は各学校にご相談ください。
- (3) 分散登校日当日は、各家庭において次の対応をお願いします。
 - ① お子さんの検温や体調確認をお願いします。※体調の悪い場合は登校を控え、学校への連絡をお願いします。
 - ② 児童生徒のマスク着用をお願いします。
- (4) 児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者となった場合は、学校への連絡をお願いします。